

## よこうち歯科行動計画(第二期)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間

### 2. 内容

#### 目標①

労働基準法に基づく産前産後休業、育児・介護休業法に基づく育児休業や育児短時間勤務制度などの諸制度、雇用保険法に基づく育児休業給付等、制度の周知や情報提供を行います。

#### 【対策】

平成27年4月～

- ・ 諸関連制度に関する改正を含めた情報収集を行い職員への周知促進を図ります。

#### 目標②

育児休業について、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を対象とした所定外労働の免除制度や短時間勤務制度の導入、職員が原職に復帰できる制度の導入、希望した場合の職場復帰プログラム受講の実施を導入します。

#### 【対策】

平成27年4月～

- ・ 諸制度を明記した育児・介護休業規程を職員に周知するとともに対象職員に対し個別相談を行います。

#### 目標③

育児休業期間中の代替要員計画を策定します。

#### 【対策】

平成27年4月～

- ・ ハローワークへ代替要員の求人申込をします。
- ・ 育児休業取得の職員と同一の係及び職務を勤務する者を雇入れます。

#### 目標④

有給取得の促進を図るため、計画的年次有給休暇制度の実施を導入します。

#### 【対策】

平成27年4月～

- ・ 計画的年次有給休暇制度についての周知を図り、協定を締結した上で当該制度の導入を行います。